

南部療育センター(仮称)基本計画

令和3年8月

福岡市

目 次

| | | |
|------|--------------------|----|
| I | 本計画策定について | 1 |
| 1 | 目的 | 1 |
| 2 | 経緯等 | 1 |
| II | 施設機能 | 5 |
| 1 | 相談・診断 | 5 |
| 2 | 通園による支援 | 6 |
| 3 | 保育所・幼稚園へ通う障がい児への支援 | 7 |
| 4 | 外出が困難な障がい児への支援 | 8 |
| 5 | 家族支援 | 8 |
| 6 | 地域支援 | 9 |
| 7 | 管理・運営 | 9 |
| 8 | 福祉避難所 | 9 |
| 9 | 地域との連携・交流 | 9 |
| 10 | その他 | 9 |
| III | 主な関係機関との連携及びエリア分担 | 10 |
| 1 | 主な関係機関との連携 | 10 |
| 2 | 既存施設・関係機関とのエリア分担 | 10 |
| IV | 整備地について | 11 |
| 1 | 位置 | 11 |
| 2 | 整備地の概要 | 12 |
| 3 | 法令規制等 | 13 |
| V | 施設建築計画 | 17 |
| 1 | 施設建築の基本方針 | 17 |
| 2 | 各諸室の機能 | 18 |
| 3 | 施設の規模 | 21 |
| 4 | ゾーニング計画 | 22 |
| 5 | 施設配置計画 | 23 |
| 6 | 特殊設備 | 24 |
| VI | 施設運営計画 | 25 |
| VII | 今後のスケジュール | 25 |
| VIII | 今後の検討事項 | 26 |

I 本計画策定について

1 目的

本計画は、「福岡市南部地域療育環境整備基本構想(令和2年2月策定)」において設置するものとされた「南部療育センター(仮称)」(以下「本センター」)の基本的機能や実施事業、またこれらに必要な、より具体的な施設面積や配置イメージ等を示し、事業計画の基本的方向性を定めることを目的とする。

2 経緯等

(1)背景

福岡市においては、就学前の障がい児通園施設(現児童発達支援センター)として、昭和45年(1970年)3月に初めて民営の知的障がい児通園施設「ゆたか学園」が開設されて以降、昭和54年(1979年)5月の心身障がい福祉センター(中央区長浜)まで、市立、民間合わせて7か所の通園施設を設置し、障がい児支援の充実に取り組んできた。

その後、平成9年3月には、課題となっていた肢体・知的の重複障がいへの広域対応などの必要性から、「障害児療育センター基本構想」を策定、市の東西2か所に、診療所機能(診断・判定)と肢体、知的の通園機能を併せ持つ療育センターを整備する方針を定め、それぞれ既存の市立通園施設を統合する形で、平成14年(2002年)に西部療育センター(西区内浜)を、平成23年(2011年)には東部療育センター(東区青葉)を開設した。

以降、心身障がい福祉センターと合わせて、相談・診断・療育を一体的に行うこれら3か所の療育センター等を中心に、令和3年8月現在、11か所の通園施設(児童発達支援センター等)を設置し、市内の就学前児童にかかる療育システムを構築し、福岡市における障がいの早期発見・早期支援の取り組みを推進している。

(2)療育センター等の新規受診児数の増加及び相談から初診までの期間の長期化

平成17年(2005年)4月施行の「発達障害者支援法」により、発達障がいについて、法令上の定義づけがなされ、社会的に広く認知されるのに従い、近年、療育センター等における新規受診児数が急増している【図表1】。このため、療育センター等において相談を受けてから診断を受けるまで、おおむね約3か月を要する状況となっており、障がいの早期発見・早期支援の推進の観点から、相談、診断体制の強化が求められている。また、中央区長浜の心身障がい福祉センターについては、担当エリアが中央区、博多区、南区、城南区と広範囲にわたっている【図表2】ことから、特に市の南部地域の相談・診断機能が不足している。

【図表1】療育センター等での新規受診児数の推移(年度合計)(人)

| | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|---------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 受診児数 | 769 | 850 | 1,131 | 1,092 | 1,200 | 1,301 | 1,294 | 1,423 | 1,417 | 1,518 | 1,614 |
| うち発達障がい | 347 | 430 | 647 | 632 | 729 | 802 | 794 | 938 | 908 | 1,000 | 1,016 |

【図表2】療育センター等における相談・診断の担当エリア(令和3年2月末現在)

| | 心身障がい福祉センター | 西部療育センター | 東部療育センター |
|----------------|-------------|----------|----------|
| 施設所在地 | 中央区長浜 | 西区内浜 | 東区青葉 |
| 担当エリア(区) | 中央・博多・南・城南 | 西・早良 | 東 |
| 担当エリアの0～5歳登録人口 | 40,713人 | 23,482人 | 17,701人 |

(3)あゆみ学園の老朽化の進行

福岡市立肢体不自由児通園施設(現医療型児童発達支援センター)あゆみ学園(南区屋形原)は、昭和48年(1973年)に設置されて以降、昭和54年設置の心身障がい福祉センター肢体部門などとともに、本市の肢体不自由児支援の中心を担ってきているが、近年では施設の老朽化が進み、年々、改修工事での対応が困難となっている。

対応の充実が求められる医療的ケア児やその家族への日常的な支援についても、本来期待される施設環境として十分とは言えない状況となっている。

(4) 保育所、幼稚園に通う障がい児への支援ニーズや家族支援の必要性の高まり

発達障がいの社会的認知の広がりの中で、療育センター等の新規受診児においても、知的障がいを伴わない、もしくは、知的障がい軽度な発達障がいと診断を受ける児童が増えており、また近年の保護者の就労意向の高まりや、幼児教育・保育の無償化の影響などにより、身近な地域の保育所、幼稚園の利用や、児童発達支援事業所との並行通園のニーズが高まっている【図表3】。

また、核家族化の進展や共働き世帯の増加、地域とのつながりの希薄化などを背景として、子どもの育ちや暮らしを支え、また、家族の孤立化を予防するため、こども総合相談センターや各区保健福祉センターなどの関係機関が連携した、障がい児の家族を含めたトータルな支援の重要性が高まっている。

【図表3】並行通園児数の推移(年度末時点)(人)

| 区分 | | H28 | H29 | H30 | R1 |
|----------------------|-------------|-----|-----|-----|-----|
| 市内 （児童発達支援センター分園） | すてつが長浜（中央区） | 49 | 99 | 87 | 78 |
| | すてつが南庄（早良区） | 69 | 89 | 64 | 77 |
| | すてつが松香台（東区） | 29 | 31 | 52 | 80 |
| | とびっこくらぶ | 38 | 36 | 38 | 51 |
| 市外事業所 | | 27 | 37 | 86 | 169 |
| 合計 | | 212 | 292 | 327 | 455 |

(5) 第5次福岡市子ども総合計画

これらの課題を踏まえて、令和2年3月策定の第5次福岡市子ども総合計画(計画年度:令和2～6年度)においても、療育センター等の新規受診児数の増加等に対応するため、南部地域での療育・支援体制の充実強化について、取り組みを進めるものとしている(第2章 施策4 障がい児の支援(乳幼児期))。

※第5次福岡市子ども総合計画より抜粋

第2章 計画各論 施策4 障がい児の支援(乳幼児期)

施策の方向性

(2)療育・支援体制の充実強化

療育センター等の新規受診児数の増加等に対応するため、南部地域の相談・診断・療育機能の強化について検討を行います。

(6)福岡市南部地域療育環境整備基本構想の策定

また、令和元年12月に設置された福岡市障がい児療育のあり方検討委員会において、福岡市の障がい児療育についての検討、とりわけ南部地域の相談・診断機能の不足等への対応について意見が出された。これらの意見をもとに、福岡市において、令和2年2月、「福岡市南部地域療育環境整備基本構想」としてとりまとめ、南部地域の療育環境についての課題に対応するための目指すべき方向性を整理した。その目指すべき方向性の「具体的方策」として、現在あゆみ学園が担っている機能を引き継ぎながら、市の南部地域に、相談・診断、療育までを一体的に行うとともに、保育所、幼稚園に通う障がい児への支援や、外出が困難な障がい児への訪問支援、障がい児の育ちや暮らしを安定させる家族支援、全市的な療育水準の向上にむけた地域支援を行う、障がい児療育の中核的施設である「南部療育センター(仮称)」を、新たに設置する方針が示されたものである。

II 施設機能

本市の療育センターは、①発達相談、診断及び判定に必要な施設、②機能訓練に必要な施設、③児童発達支援センターという施設構成からなるものと定義されており(福岡市立療育センター条例第3条)、本センターにおいても、こうした施設構成をベースに、南部地域の相談・診断から療育まで一体的に行う障がい児療育の拠点施設として、さらに今日的課題対応を強化するため、以下の機能を有するものとする。

また、これらの機能のうち、特に地域支援を中心とした訪問型の支援(アウトリーチ)を伴う部分については、アウトリーチについての専門的な支援体制のあり方についても検討を進めるなど、その拡充を図る。

1 相談・診断

就学前の障がい児に関する相談・診断を行い、併せて心理判定、アセスメントを実施する。

診断については、現在長期化している相談から診断までの期間を短縮するため、既存療育センターと同程度の対応能力に加え、相談室の拡充を検討する。

療育の提供にあたっては、指定障がい児相談支援事業所として、子どもにとって適切な支援が実施できるよう子どもの心身の状態や家庭環境、保護者の意向等を勘案し、「障がい児支援計画」を作成する。

療育センター等の相談支援員は、主たる対象を就学前の障がい児としながら、ライフステージの初期の段階から保護者や家庭にとって最も身近な相談機関として、家族を含めたトータルな支援や、児童相談所、医療機関、各区保健福祉センター、学校など各関係者をつなぐ継続的、総合的な支援を行う。

2 通園による支援

定員は、肢体不自由児と知的障がい児を合わせて既存療育センターと同定員(70人/日)を目安とする。

① 肢体不自由児

あゆみ学園の通園機能を引き継ぐこととし、1～5歳の肢体不自由児に対し、親子通園や単独通園による療育を行う。

あゆみ学園の定員(40人/日)を目安とする。

保護者の負担軽減及び就学に向けた子どもの自立促進のため、週5日の親子通園となっている4歳児クラスについて、親子分離療育を拡大するとともに、将来的には単独通園も含めて検討する。

② 知的障がい児

できるだけ身近な地域で支援を受けられるよう、民間の施設では十分に対応できていない1～2歳児の親子通園及び3～5歳児の医療的ケアや配慮が必要な知的障がい児を中心とした単独通園による療育を行う。

定員30人/日を目安とする。

3 保育所・幼稚園へ通う障がい児への支援

近年の核家族化の進展や保護者の就労意向の高まり、幼児教育・保育の無償化、さらには本市でも障がい児保育の見直しが進むなど、障がい児の保護者を取り巻く環境の変化から、より身近な地域の保育所・幼稚園で過ごす障がい児の増加が見込まれる。また、子どもの発達の状況に応じて、児童発達支援センターから保育所・幼稚園への移行が円滑に進むよう、障がい児本人や保護者への直接支援及び保育所・幼稚園などへの施設支援について、以下の事業の一層の推進に取り組むなど、専門的な支援を充実する。

① 外来療育

主に保育所・幼稚園に通う障がい児などに対し、機能訓練などの直接支援を行う。(健康保険適用)

② 障がい児等療育支援

ア. 外来による療育支援

主に保育所・幼稚園に通う障がい児などに対し、障がい特性や年齢に応じた個別またはグループ療育などの直接支援を行う。(健康保険適用外)

イ. 施設訪問による療育支援

保護者からの要請により、療育センター等の外来療育グループなどの在籍児について、通っている園を訪問し、障がいや発達に応じた関わり方、保育の中での配慮に関する助言などの施設支援を行う。

③ 保育所等訪問支援

保護者からの要請により、障がい児の通う園を訪問し、障がいや発達に応じた関わり方、保育の中での配慮に関する助言などの施設支援及び集団生活への適応に向けた直接支援を行う。

④ 特別支援保育訪問支援・私立幼稚園障がい児支援

障がい児の通う保育所・幼稚園からの要請により各園を訪問し、障がいや発達に応じた関わり方、保育の中での配慮に関する助言、園内研修の講師などの施設支援を行う。

4 外出が困難な障がい児への支援

① 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい児で、児童発達支援などの障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを行う。

② 障がい児等療育支援(在宅訪問等による療育支援)

本人の体調や家庭の状況により来所が困難な障がい児(者)に対し、医師や理学療法士などが居宅を訪問し、診察、訓練、相談などを行う。

5 家族支援

① 保護者向け学習会や交流事業の充実

障がい児療育の機関だけではなく、各区の保健福祉センターや子育てサロンなどと連携し、ペアレントトレーニングなどの保護者支援や研修、交流事業のさらなる普及、充実に取り組む。

② サポートファイル作成支援

療育センター等や児童発達支援センターは、障がい特性を引き継ぐツールとして効果的な「サポートファイル」の全年代を通じた活用をさらに促進させるため、特に教育との連携、就学に向けた保護者によるサポートファイル作成を支援する。

③ 日中一時支援の充実

全市的に利用枠が不足している未就学児の日中一時支援を充実させる。特に、医療的ケア児も利用しやすい専用枠を設け、医療的ケア児の家族支援における拠点施設とする。

6 地域支援

保育所・幼稚園以外にも療育に関わる施設・事業所に対する様々な研修などにより、地域全体の支援力向上を図るとともに、療育部門だけでなく保健福祉センターなどの関係機関が連携した、きめ細かな支援体制を強化する。

7 管理・運営

前述の各機能に必要な人員を確保するとともに、各支援に必要な資格を持った人員を確保する。

また、その支援等に必要な事務スペース及び通園バスやアウトリーチに使用する自動車などの車両、その他、什器やパソコンなどの備品を確保する。

調理室は、感染症対策を考慮し、食材搬入から調理、配膳までの動線を確保するよう配置する。

8 福祉避難所

療育センターは、福祉避難所(災害発生時に障がい児のうち、一般の避難所で生活することが困難な方に対し、何らかの特別な配慮をするために設置する避難所)であるため、備蓄倉庫や非常用電源設備などを設置し、福祉避難所として必要な機能を確保する。

9 地域との連携・交流

障がい児についての地域理解促進のため、地域住民に向けての講習会や施設開放等を検討する。また、地域の各種団体との連携や講師派遣、見学・実習生受け入れなども積極的に行い、災害時を含む地域との連携体制を検討することで、地域に根ざし、地域に開かれた施設づくりを目指す。

10 その他

障がい児療育の中核施設として既存療育センター等が行っている児童発達支援センターの利用調整事務や就学相談等の公的機関補助業務等の業務について実施する。

Ⅲ 主な関係機関との連携及びエリア分担

1 主な関係機関との連携

- ① 高度な専門的支援機能を持つ本センターが、地域支援の中核的役割を担う児童発達支援センターと協働し、既存療育センターやこども総合相談センター、基幹相談支援センター、医療機関などの関係機関と連携し市内の療育体制を推進する。
- ② 保育所・幼稚園や放課後等デイサービス、児童発達支援センターなど他の障がい児支援施設に対しては、各施設や本人の状況に応じて、訪問助言(アウトリーチ)や研修の実施により支援を行う。
- ③ 保健福祉センター(南区、博多区、城南区等)に対しては、乳幼児健康診査への協力や精密検査の実施、要配慮家庭への支援に係る連携を行う。
- ④ 発達教育センターに対しては、就学相談に際して、必要な情報提供を行う。
- ⑤ 特別支援学校や特別支援学級などに対しては、療育センターの就学前療育と小学校における連続性、継続性が必要であり、研修や個々の引継ぎ、見学の受入れなどによる円滑な移行連携を行う。

2 既存施設・関係機関とのエリア分担

① 療育センター等のみが担っている機能や事業

相談・診断、外来療育、居宅訪問型児童発達支援、障がい児等療育支援、公的機関補助等及び医療型児童発達支援などの療育センター等のみが担っているものについては、市民の利便性、各施設能力等を考慮し、既存療育センター等と担当エリアを分け、主に南部エリアを担う。

② 医療的ケアの必要な知的障がい児への支援

既存療育センター等及びめばえ学園と担当エリアを分け、主に南部エリアを担う。

③ 訪問支援

保育所等訪問支援については、療育センター等及び民間も含めた児童発達支援センターの役割分担を検討する。

障がい児等療育支援(施設訪問による療育支援)、特別支援保育訪問支援、私立幼稚園障がい児支援については、既存療育センター等と担当エリアを分け、主に南部エリアを担う。

IV 整備地について

1 位置

整備地である旧南福岡特別支援学校跡地は、博多区三筑二丁目に位置し、三筑小学校、三筑公民館、福祉施設に隣接した場所である。

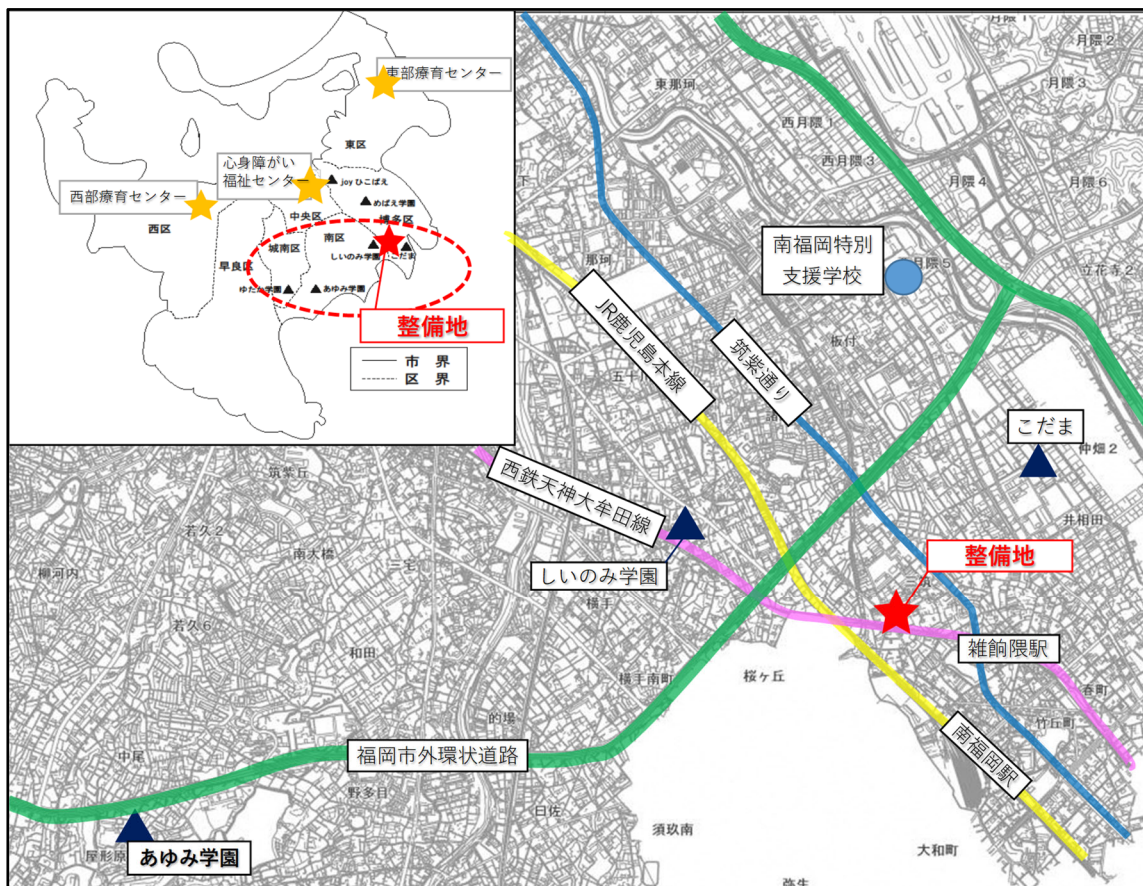
また、心身障がい者福祉センター(中央区長浜)、西部療育センター(西区内浜)、東部療育センター(東区青葉)等の既存療育センター等とバランスが取れた位置にある。

公共交通機関について、西鉄天神大牟田線雑餉隈駅から約 0.7km、JR鹿児島本線南福岡駅から約 0.9km の位置にあり、各駅からアクセスしやすい。

続いて、西鉄バスについては、麦野4丁目バス停から約 0.6km、精華女子短大前バス停から約 0.7km の位置にあり、各バス停からもアクセスしやすい。

更に、近隣には南福岡特別支援学校や児童発達支援センター(しいのみ、こだま)等の関係機関があり、各施設と連携しやすい立地である。

【図表4】 整備地の位置



2 整備地の概要

整備地は、北側に三筑小学校、西側に三筑公民館、東側に福祉施設が隣接しており、南側の西鉄天神大牟田線連続立体交差事業の側道(現在、工事中であり、令和6年度整備予定)に接道する。

現在、更地であり、西鉄天神大牟田線連続立体交差事業の工事ヤードとして使用中である。

【図表5】 整備地の位置



【図表6】 整備地の概要

| | | | |
|--------|------------------------------|-----|------|
| 所在地 | 福岡市博多区三筑二丁目 15-40 | | |
| 敷地面積 | 約 3,300 m ² | | |
| 接道 | 西鉄天神大牟田線側道16号線 | | |
| 用途地域など | 第一種住居地域・法 22 条区域・第二種 20M高度地区 | | |
| 建ぺい率 | 60% | 容積率 | 200% |

3 法令規制等

(1) 用途地域による制限(建築基準法)

整備地の用途地域は「第一種住居地域」であり、診療所及び児童福祉施設等は建築可能である。

(2) 建ぺい率・容積率(建築基準法等)

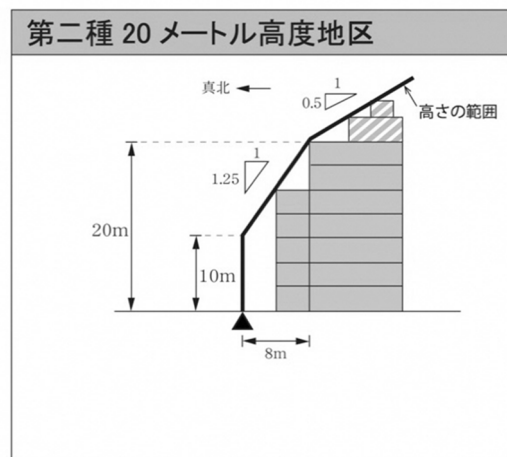
建ぺい率 60%

容積率 200%

(3) 第二種20M高度地区(都市計画法、福岡市建築基準法施行条例)

整備地は、「第二種 20メートル高度地区」に指定されているため、真北方向の敷地境界線又は北側の道路境界線より8m の範囲にある建物高さは、水平面 10m の高さから、南側に125%の勾配で上がる斜線内に収め、境界より8m 以上の範囲は、50%の勾配で上がる斜線内に収まる必要がある。

【図表7】 第二種20メートル高度地区のイメージ



(出典:福岡市 高度地区の制限概要図)

(4) 日影規制(建築基準法、福岡市建築基準法施行条例)

高さが 10m を超える建築物に対して、水平面 4m の高さで冬至日に敷地境界線から 5m ラインで 5 時間以上、10m ラインで 3 時間以上の日影がでないよう、建築物の高さを設定する必要がある。

(5) その他法令等

① 景観法

福岡市全域は景観計画区域であり、整備地は景観計画区域内の「一般市街地ゾーン」に指定されている。高さが 31m を超え、又は延べ床面積が 10,000 m²を超えるものは、届け出が必要となる。

② 文化財保護法

整備地は埋蔵文化財包蔵地の隣接地にあるため、建築制限を受ける可能性がある。工事着工前までに試掘・本調査を実施し、建築制限について確認を行う。

③ 福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例

高さ 10m を超える建築物を建てる場合、周辺の居住環境に及ぼす影響に配慮して建築計画を策定するとともに、近隣住民への事前説明を行う必要がある。

④ 福岡市福祉のまちづくり条例

障がいのある人をはじめ、すべての人が安全で快適に利用できる施設となるように福岡市福祉のまちづくり条例に定めた基準に基づく整備を行う。

⑤ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

延べ床面積が 300 m²以上の新築の建築物は、届出書を提出する必要がある。

非住宅部分の延べ床面積が 2,000 m²以上の建築物の新築をする場合、工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画を作成する必要がある。

⑥ CASBEE 福岡(福岡市建築物環境配慮制度)

CASBEE(キャスビー:建築環境総合性能評価システム)は、建築物を環境性能で評価し、格付けする手法を用いた評価システムである。福岡市内に延べ床面積が 5,000 m²を超える(市有建築物は 2,000 m²を超える)建築物を新築・増改築する場合は、建築物環境配慮計画書の届け出が必要となる。

⑦ 公共施設緑化水準

福岡市公共施設緑化水準は、「福岡市の緑の基本計画」に基づき、福岡市公共施設の効果的な緑化の推進と緑化水準の向上を図る。本施設は公共施設区分の「厚生施設(病院、福祉施設等)」に該当し、敷地面積の20%程度の緑被率を目指す。

⑧ 福岡市屋外広告物条例

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物に対して、地域区分に応じた規格基準を定めている。整備地は、「住居系地域」にあり、屋外広告物を掲出する場合は、事前に許可をもらう必要がある。

⑨ 福岡市節水推進条例

倉庫、駐車場等を除く床面積の合計が基準面積 5,000 m²(再生水が供給される区域内では 3,000 m²)以上の建築物を新築又は、増築する場合は、雑用水道を設置し、節水計画書を提出する必要がある。

※整備地は再生水供給区域外

⑩ 福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

事業の用途に供する面積の合計が 1,000 m²を超える建築物は、一般廃棄物・資源物の保管場所を設け、届け出が必要になる。

⑪ 公共工事における土壌汚染対策法

3,000 m²以上の土地の形質を変更する場合、着手する日より 30 日前までに届出をする必要がある。(工事対象地が、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場、事業者の敷地または、有害物質使用特定施設の使用廃止に係る土壌汚染状況調査が一時的に免除されている土地の場合は、900 m²以上)

なお、形質の変更が盛土のみの場合は届出不要。

⑫ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第八章の三「福祉型児童発達支援センター」の設備の基準を満たす。

[設備の基準]

- ・指導訓練室 : (定員)一室概ね 10 人、(面積)児童1人あたり 2.47 m²以上
- ・遊戯室 : (面積) 児童1人あたり 1.65 m²以上
- ・屋外遊戯場
- ・医務室
- ・相談室
- ・調理室
- ・便所
- ・児童発達支援の提供に必要な設備及び備品
- ・静養室 ※主として知的障害のある児童を通わせる場合

⑬ 福岡市立療育センター条例

福岡市立療育センター条例より、施設の事業・施設構成は以下の通りとする。

[施設の事業]

- ・心身障がい児の発達相談及び診断
- ・心身障がい児の医学的、心理学的及び社会学的な総合判定
- ・児童発達支援
- ・保育所等訪問支援
- ・障害児相談支援及び特定相談支援事業
- ・センターの設置の目的を達成するために市長が必要と認める事業

[施設構成]

- ・発達相談、診断及び判定に必要な施設
- ・機能訓練に必要な施設
- ・児童発達支援センター

V 施設建築計画

1 施設建築の基本方針

施設整備にあたっては下記の3点に配慮するとともに、施設機能に対応した諸室の確保を行う。
また、感染症対策など衛生面にも留意する。

(1) すべての人が使いやすい施設

本センターは、利用するすべての人が使いやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮した施設とする。

(2) サービスを提供しやすい施設

センター内の各部門が情報を共有し、連携・協力して利用者に良質なサービスを提供できるよう、職場環境に配慮した施設とする。

(3) 維持管理しやすい施設

長期にわたり、利用者等に安全と快適性を提供できるよう、維持管理が容易なライフサイクルコストに配慮した施設とする。

2 各諸室の機能

(1)相談・診断

① 診察室

- 診察室は2室設けることとし、うち1室はギプススペースを併設する。
- 全室に流し台を設置し、ギプススペースにはギプス台を設置する。

② 相談室

- 合計4室設置することとし、うち2室に観察室を併設する。

(2)通園による支援

① 療育指導室

- 天井に遊具吊りパイプ、天井固定フックを設置する。
- 室内に手洗器や手洗台などを設置し、感染症対策のための自動水栓又は自閉水栓と、日常生活訓練用の水栓を設置する。また、肢体不自由児の親子通園療育にて利用しやすいホース付き水栓の設置を検討する。
- 床暖房設備を設置する。
- 利用者(親・子とも)の負担の軽減や衛生面に配慮し、外気に面したトイレを隣接させる。
- 室内を有効利用するため、椅子などの器具を収納できる倉庫を隣接させる。
- 将来のニーズに合わせた柔軟な対応が出来るよう、外来グループ療育室等としても利用できるようにする。

② 遊戯室

- 天井に遊具吊りパイプ、天井固定フックを設置する。
- 肢体不自由児及び知的障がい児の低年齢児も利用するため、床暖房設備を設置する。
- 利用者(親・子とも)の負担の軽減や衛生面に配慮し、外気に面したトイレを隣接させる。
- 室内を有効利用するため、椅子などの器具を収納できるよう、収納棚を十分に設置する。
- イベント時に講堂として利用できるよう、可動式間仕切りで廊下との壁を設置する。

③ プール

- 温水プールとし、東部療育センターと同程度の広さとする。
- 更衣室(男・女別)、便所、前室を併設する。
- 前室には、ベビーシート及び洗濯機パンを設置する。

④ 厨房

- 調理室の他に、検収室、下処理室、洗浄室を設置し、調理員等専用の休憩室、便所を設置する。
- パントリー及び人荷用エレベーターを併設し、配膳の動線に配慮する。
- アレルギー対応食を調理する作業場所を区分する。

(3)外来(外来療育、機能訓練)

① 多機能療育室

- 観察室を併設する。
- 天井に遊具吊りパイプ、天井固定フックを設置する。
- 室内を有効利用するため、椅子などの器具を収納できる倉庫を隣接させる。
- 1室として大きな面積で使用できるようにするとともに、小さな規模の利用にも対応できるように、可動式間仕切りを設置する。

② 外来グループ療育室

- 天井に遊具吊りパイプ、天井固定フックを設置する。
- 知的障がい児の低年齢児が利用するため床暖房設備を設置する。
- 将来のニーズに合わせた柔軟な対応が出来るよう、療育指導室等としても利用できるようにする。

③ 遊戯室(再掲)

- 天井に遊具吊りパイプ、天井固定フックを設置する。
- 肢体不自由児及び知的障がい児の低年齢児も利用するため、床暖房設備を設置する。
- 利用者(親・子とも)の負担の軽減や衛生面に配慮し、外気に面したトイレを隣接させる。
- 室内を有効利用するため、椅子などの器具を収納できるように、収納棚を十分に設置する。
- イベント時に講堂として利用できるよう、可動式間仕切りで廊下との壁を設置する。

④ 個別療育室

- 観察室を併設する。

⑤ 運動療法室1

- 全身を使った訓練を行う。
- 器具等を収納できる倉庫、訓練用便所を併設する。
- 天井に遊具吊りパイプ、天井固定フックを設置する。
- 床暖房設備を設置する。
- 衛生面等に配慮し、上足ゾーン(這い這いなど)と下足ゾーン(車いす利用など)を分ける。

⑥ 運動療法室2

- 日常生活の訓練を行う。

⑦ 感覚統合室

- 感覚統合に必要な遊具、器具等を設置するスペースを確保する。
- 天井に遊具吊りパイプ、天井固定フックを設置する。

⑧ 言語療育室

- 2室設けるとともに、観察室を併設させる。
- 1室には天井に遊具吊りパイプ、天井固定フックを設置する。

⑨ 工作室

- 補装具等の作成、調整などを行う。
- 作業台及び流し台を設置する。

⑩ コミュニケーション指導室

- 保護者及び子どもへの個別の指導、研修等を行う。

(4)管理

① 事務室

- 施設の利用受付や案内のほか、入退館の管理ができるよう、窓口や受付カウンターを設置する。
- 職員が執務を行うために必要な広さを確保し、給湯室、更衣室、センター長室、ミーティングルーム、休憩室、倉庫を設置する。

② 研修室

- 会議室を1室として大きな面積で使用できるようにするとともに、小さな規模の利用にも対応できるよう、可動式間仕切りを設置する。

3 施設の規模

(1) 施設全体の規模

本センターとして必要な延べ面積は、既存療育センターと同程度の延べ面積に加え、相談・診断機能及び各訪問支援の充実や、医療的ケア児をはじめとした家族支援の拠点とするなどの、拡充する施設機能に必要な面積を確保する。

(2) 主要諸室の規模

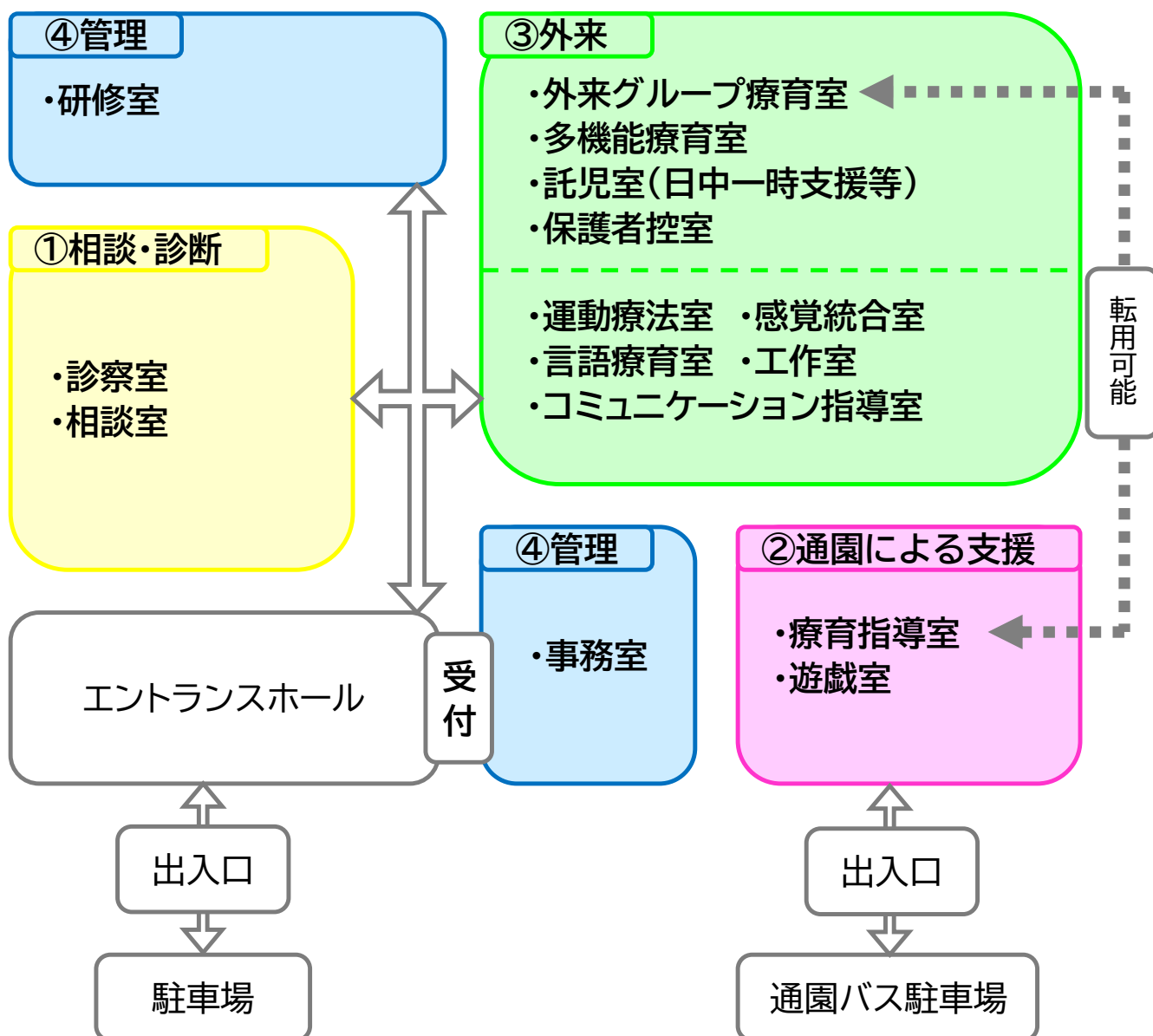
【図表8】 主要諸室の規模一覧

| | 室名 | 本センター【想定】 | | 東部療育センター【参考】 | |
|------------------------|-----------------------|--------------------|-----------------------|--------------|-----------------------|
| | | 室数 | 合計面積(m ²) | 室数 | 合計面積(m ²) |
| ① 相談 ・ 診断 | 診察室 (ギプス室併設) | 1 | 30~40 | 1 | 54.97 |
| | 診察室 | 1 | 20~25 | 1 | 21.22 |
| | 相談室 (観察室併設) | 2 | 50~70 | 1 | 31.7 |
| | 相談室 | 2 | 40~50 | 2 | 41 |
| ② 通園 による 支援 | 療育指導室 (肢体不自由児5歳) | 1 | 50~60 | 1 | 57.15 |
| | 療育指導室 (肢体不自由児1~4歳) | 4 | 160~180 | 3 | 122.5 |
| | 療育指導室 (知的障がい児0~5歳) | 4 | 140~180 | 5 | 183.5 |
| | 遊戯室 | 1 | 110~130 | 1 | 118.35 |
| | プール (更衣室、便所含む) | 1 | 100~120 | 1 | 111.48 |
| | 厨房・パントリー | 1 | 100~120 | 1 | 118.35 |
| | ③ 外来 | 多機能療育室1 (観察室併設) | 1 | 55~65 | 1 |
| 多機能療育室2 | | 1 | 40~50 | 1 | 44.1 |
| 外来グループ療育室 | | 2 | 70~90 | 1 | 45.47 |
| 個別療育室 (観察室併設) | | 1 | 20~30 | 1 | 24.58 |
| 運動療教室1 (訓練用便所、倉庫併設) | | 1 | 100~120 | 1 | 140.04 |
| 運動療教室2 | | 1 | 30~40 | 1 | 34.48 |
| 感覚統合室 | | 1 | 40~50 | 1 | 42.01 |
| 言語療育室 (観察室併設) | | 2 | 50~60 | 2 | 55.3 |
| 工作室 | | 1 | 20~25 | 1 | 21.48 |
| コミュニケーション指導室 | | 1 | 15~25 | 1 | 19.6 |
| ④ 管理 | 事務室 | 1 | 150~200 | 1 | 173.03 |
| | 研修室 | 3 | 120~140 | 3 | 128.64 |

4 ゾーニング計画

本センターの施設機能ごとにゾーンを大きく4つ(①相談・診断、②通園による支援、③外来、④管理)に分け、プライバシーやセキュリティ等に配慮した動線計画とする。

【図表9】ゾーニングイメージ



5 施設配置計画

施設配置について、次の3点に配慮し、計画する。

(1) 療育センター本体

利用形態や動線に応じた使いやすい配置とするとともに、周辺施設との調和を考慮した配置とする。

(2) 駐車場等

既存療育センターなどの利用状況、今後の外来療育の増加などの諸条件を考慮し、駐車台数について十分に確保する必要がある。

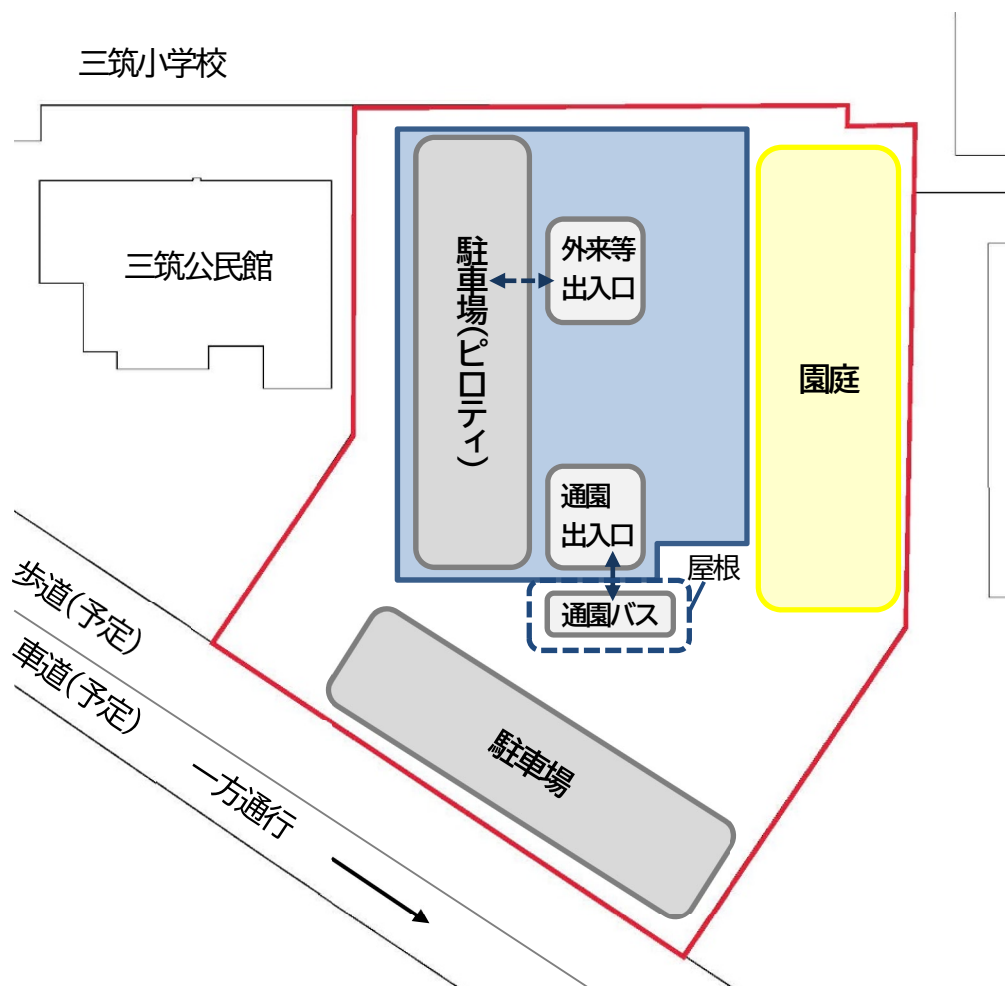
また、整備地の接道は南側道路のみであるため、通園バスの車寄せや利用者の車両動線を考慮した計画とする。

雨天時の乗降に配慮し、ピロティ形式を含む屋根付き駐車場の設置を検討する。

(3) 園庭

明るく開放的な園庭を整備する。整備面積は、既存療育センターなどの利用状況を考慮し検討する。

【図表10】施設配置イメージ



※上記は、イメージであり、今後、変更となる可能性がある。

6 特殊設備

(1) 床暖房

肢体不自由児や知的障がいの1～2歳児については、体が床面に接する部分が多く冬季における療育環境の向上のために、床暖房設備を設置する。

(2) 訓練用プール

あゆみ学園には、訓練用のプールは設置されておらず、障がい者スポーツセンター(福岡市南区清水)に通い訓練を行っているため、利用者(親・子ともに)の往復の移動による負担が大きく、その後の療育に支障が出ている状況である。

利用者の負担を軽減するために、東部療育センターと同規模のプールを設置する。

(3) 太陽光発電設備

福岡市建築物環境配慮制度の評価項目である建築物の環境負荷低減性を向上させるため、自然エネルギーを利用し、ランニングコストが低減できる太陽光発電設備の設置を検討する。

(4) 非常用電源設備

療育センターは、災害時には在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がい者などを受け入れるなどの福祉避難所としての役割があるため、非常用電源設備を設置する。

(5) 電気自動車

保育所等訪問支援などのアウトリーチを充実させることに加え、災害時における非常用電源及び蓄電池として活用できるよう電気自動車の導入を検討する。

(6) 無線 LAN(WiFi)

療育でタブレット端末の操作を取り入れた訓練も行うため、無線 LAN 環境を整備する。

VI 施設運営計画

療育センター等既存の障がい児関連施設が指定管理により運営していることを踏まえ、本センターの運営についても指定管理により行う方向で検討する。

運営法人は高度な専門性とノウハウの蓄積があり、かつ、下記に示したものをはじめとする福岡市の方針を十分に理解し運営に反映できる法人を選定する。

● 専門性を持つスタッフの配置

本センターは、相談・診断、通園による支援、保育所・幼稚園へ通う障がい児への支援、外出が困難な障がい児への支援、家族支援、地域支援、管理・運営、福祉避難所、地域との連携・交流といった各機能が求められ、既存療育センターと同程度の支援が提供できるよう、各機能に必要な専門的知識や業務経験が豊富な人材を配置するとともに、拡充する外来支援及びアウトリーチ支援、日中一時支援に必要な人員を確保する。

VII 今後のスケジュール(想定)

令和3～4年度 基本設計

令和4年度 実施設計

令和5～6年度 建設工事

令和6年度 完成(予定)

Ⅷ 今後の検討事項

本計画策定にあたっては、令和3年2月に設置された福岡市南部療育センター(仮称)基本計画検討委員会において、障がい児療育を取り巻く現状や課題に対応した具体的な南部療育センターのあり方(機能・体制・設備等)等について意見が出され、本計画をとりまとめた。

基本計画検討委員会において、本市の療育に関する様々な意見が出されており、下記事項については、今後の検討事項としていく。

- ・ 知的障がいのない発達障がい児の増加等も踏まえた、相談・診断体制の強化と質の確保を含めた療育のあり方
- ・ 療育センターや児童発達支援センター等の通園の弾力化
- ・ 肢体不自由児の4歳児単独通園の開始時期
- ・ 療育センターの整備に伴う各センターの通園エリア